

「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」の策定について

この度、本市が率先して公共建築物等に木材を利用するため、「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」（以下「方針という。」）を策定しましたので、お知らせします。

1 経過

これまで、本市では、市内の林業を活性化し、「木の文化」を次世代へ継承するために、京都市木材地産表示制度を創設するなど木材需要の拡大に取り組んできました。

しかし、林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、更なる木材需要の拡大が、喫緊の課題となっています。

そこで、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、方針を策定しました。

2 方針の趣旨

市内林業の持続的かつ健全な発展と森林の適正な整備・保全を図るため、広く市民の利用に供される公共建築物等における木材利用の拡大に本市が率先して取り組み、もって民間における市内産木材の需要拡大につなげる。

3 方針の主な内容

- ① 木の特性を活かし、計画的かつ継続的な木材利用を図る。
- ② 利用する木材は、可能な限り「みやこ^{そまぎ}杉木^{*}」とする。
- ③ 平成 3 0 年度におけるみやこ杉木利用量の数値目標を、現状の 2 倍を基本として定める。

※ みやこ杉木とは、京都市内の森林及び京都市内の林業事業者が林業生産活動を行う森林で産出された木材を原材料とする製材品、磨丸太及びこれらの加工品をいう。

(添付資料)

別紙 1 「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」の概要版

別紙 2 「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」（本冊）